

議案第19号

スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について

スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約（平成26年3月24日議決、平成28年10月17日変更議決、平成29年3月17日変更議決、平成30年3月16日変更議決、平成31年3月15日変更議決、令和元年10月11日変更議決、令和2年3月19日変更議決及び令和3年3月19日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

4の契約金額「18,242,328,881円」を「18,220,637,922円」に変更する。

参考資料

- 1 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の締結について（平成26年2月18日提出・平成26年3月24日議決）

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事業名 | スポーツ・文化複合施設整備等事業 |
| 2 | 履行場所 | 川崎市川崎区富士見1丁目1番4号 |
| 3 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 18,127,552,190円 |
| 5 | 契約期間 | 契約締結の日から平成40年3月31日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 川崎市幸区大宮町1番地5 |

株式会社アクサス川崎

代表取締役 築瀬 正

- 2 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について（平成28年9月5日提出・平成28年10月17日議決）

4の契約金額「18,127,552,190円」を「18,291,605,829円」に変更する。

- 3 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について（平成29年2月13日提出・平成29年3月17日議決）

4の契約金額「18,291,605,829円」を「18,247,585,950円」に変更する。

4 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について（平成30年2月13日提出・平成30年3月16日議決）

4の契約金額「18,247,585,950円」を「18,246,879,630円」に変更する。

5 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について（平成31年2月12日提出・平成31年3月15日議決）

4の契約金額「18,246,879,630円」を「18,258,624,732円」に変更する。

6 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について（令和元年9月2日提出・令和元年10月11日議決）

4の契約金額「18,258,624,732円」を「18,324,812,064円」に変更する。

7 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について（令和2年2月17日提出・令和2年3月19日議決）

4の契約金額「18,324,812,064円」を「18,341,972,637円」に変更する。

8 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について（令和3年2月15日提出・令和3年3月19日議決）

4の契約金額「18,341,972,637円」を「18,242,328,881円」に変更する。

9 変更理由

消費税法及び地方税法の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税率（地方消費税を含む）が8%から10%に引き上げられ、消費税率引き上げに係る利用料金の改定を行わないことによる影響額についての調整並びに事業契約書第79条による物価変動等に伴い、契約金額の変更を行うものである。